

令和6年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議に関する介護保険施設等整備に関する説明要旨

知多福祉相談センター地域福祉課

1 議事要点

- 今回、介護保険施設等の整備承認に関して御審議をお願いする案件は、「混合型特定施設入居者生活介護」の1件です。
- 本県では、「介護保険施設等の指定に関する取扱要領」を定めて介護保険施設等整備の認可等に関する事務を行っており、資料1に要領の一部を抜粋してあります。
- 要領の第2では「愛知県圏域保健医療福祉推進会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う」とされており、今回の審議案件は四号の特定施設にあたります。

2 今回の整備計画の内容説明

- 今回の整備計画は、資料2の知多市内に新たに「混合型特定施設入居者生活介護」の整備を行うものです。
「混合型特定施設入居者生活介護」とは混合型特定施設で提供される生活介護のことです。
混合型特定施設とは、要介護者だけでなく、自立者や要支援者も入居対象としている特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）のことです。
生活介護とは、介護を必要とする者に対して、日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行う介護サービスのことです。
定員は40人です。

3 指定の流れの概要

- 要領の第4のとおり、介護保険施設等の指定を受けようとする事業者は、市町村及び福祉相談センターに事前相談を行う必要があります。
- 事前相談を受けて福祉相談センターは、整備内容について整備予定地の市町村に参考意見を求め、圏域の全市町を構成員とするワーキンググループに諮った上で事務局案を作成しますが、知多市の長寿課長様からは「知多市での第8次高齢者保健福祉計画の基本理念である、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりの実現のために必要な整備である」との意見をいただきました。また、令和6年7月19日（金）に書面開催しまし

たワーキンググループにおいて全ての構成員から「事前提出された計画について承認する」との意見をいただきました。

- また、承認にあたっては、今年度から始まりました第9期の介護保険事業支援計画の整備量等を踏まえて適否を判断することとなります。混合型特定施設入居者生活介護においては、入居者が要介護者に限られていないため、要領の第3第2項に基づき総定員数に0.7を乗じて既存数（令和5年度末の定員数）を算出することとなっておりますので、資料2の表2のとおり知多市における既存数は79人（114人×0.7）、整備の必要性（整備枠）及び今回協議分の定員数は28人（40人×0.7）で、介護保険事業支援計画で定める整備枠上限内（=28人）となります。従いまして、今回の審議にあたっては、要領第5第1項第1号の基準を満たすものとして審議いただくこととなります。

4 事務局案

- 本計画の承認の可否について、別添「回答票」により御解答をお願いいたします。

以上